

平成 25 年度

川根本町水質検査計画

水質検査計画の内容

1. 基本方針
2. 水道事業の概要
3. 水道の原水及び浄水の水質状況と管理上の留意点
4. 検査地点
5. 検査項目と検査頻度
6. 検査方法
7. 水質検査計画及び検査結果の公表の方法
8. 臨時の水質検査
9. 関係機関との連携
- 配水系統と検査地点

「別紙」「別紙1」水質検査項目一覧表

1. 基本方針

水質検査は、水道水が水質基準に適合し、清浄で安全な水として供給できるようにするためには必要不可欠なものであります。健康的かつ文化的な生活を営む上で欠くことのできない水道水の安全性を保障するものであります。

川根本町では、水質検査の適正化と衛生的で良質な水の供給を目指し、原水及び浄水の状況を踏まえて水質検査計画を策定しました。

① 検査地点

水質基準が適用される給水栓（蛇口）及び水源とします。

② 検査項目

「別紙1」一覧表にある水道法で検査が義務付けられている水質基準項目等とします。

③ 検査頻度

給水栓では、水道法に基づき、色・濁り・残留塩素の検査（水道法施行規則第15条第1項第1号）については、1日1回行います。

また、一般細菌・大腸菌・塩化物イオン・有機物・味・臭気及び濁度等（水道法施行規則第15条第1項第1号）の検査については、月1回行います。

その他の項目の検査については、「別紙1」水質検査項目一覧表に掲げる検査頻度により行います。

2. 水道事業の概要

■大間簡易水道

大井川水系の湯山沢、かじか沢の表流水を水源とし、大間浄水場へ導水しています。ここで急速ろ過及び塩素消毒を行い、配水池から自然流下方式により各家庭へ給水しています。

■接岨簡易水道

大井川水系の宮沢の表流水を水源とし、梅地浄水場へ導水しています。ここで急速ろ過及び塩素消毒を行い、配水池から自然流下方式により各家庭へ給水しています。

海久保地区にはポンプで送水しています。

■本川根北部簡易水道

◇ 奥泉地区

大井川水系奥泉沢の表流水を水源とし、奥泉浄水場へ導水しています。ここで急速ろ過及び塩素消毒を行い、配水池から自然流下方式により各家庭へ給水しています。

配水池には、大沢配水池からも送水されています。

◇ 八木、大沢、小山、細尾地区

大井川水系大沢の表流水を水源とし、大沢浄水場へ導水しています。ここで急速ろ過及び塩素消毒を行い、配水池から自然流下方式により各家庭へ給水しています。

■本川根南部簡易水道

◇ 沢間、桑野山、土本地区

大井川水系ウムシ沢の表流水と桑野山浅井戸を水源とし、新小長井浄水場へ導水しています。ここで急速ろ過及び塩素消毒を行い、配水池から自然流下方式により各家庭へ給水しています。

◇ 千頭、寺馬地区

大井川水系神光寺沢の表流水を水源とし、寺野浄水場へ導水しています。ここで急速ろ過及び塩素消毒を行い、配水池から自然流下方式により各家庭へ給水しています。

配水池には、新小長井配水池からも送水されています。

◇ 小長井地区

大井川水系筒沢の表流水を水源とし、小長井浄水場へ導水しています。ここで急速ろ過及び塩素消毒を行い、配水池から自然流下方式により各家庭へ給水しています。

配水池には、新小長井配水池からも送水されています。

◇ 上岸、前山、田代地区

大井川水系中沢の表流水を水源とし、上岸浄水場へ導水しています。ここで急速ろ過及び塩素消毒を行い、配水池から自然流下方式により各家庭へ給水しています。

配水池には、新小長井配水池からも送水されています。

◇ 柳三、崎平、青部地区

上岸配水池、新小長井配水池から田代ポンプ場に送水し、ポンプにより三盆地配水池、青崎配水池へ送水しています。ここで塩素消毒を行い自然流下方式により各家庭へ給水します。

■徳山藤川簡易水道

◇ 藤川地区

水源地は大井川水系用留沢、木折沢の表流水を水源とし、藤川浄水場へ導水します。ここで急速ろ過及び塩素消毒を行い、送水ポンプにより配水池へ送水し、自然流下方式、加圧配水方式により各家庭へ給水します。

◇ 徳山地区（沢脇系）

水源地は大井川水系日向沢及び杉沢の表流水を水源とし、徳山浄水場へ導水します。ここで急速ろ過及び塩素消毒を行い、配水池から自然流下方式により各家庭へ給水します。

◇ 徳山地区（野志本系）

水源地は大井川水系野志本沢の表流水を水源とし、野志本浄水場へ導水します。ここで緩速ろ過及び塩素消毒を行い、配水池から自然流下方式、加圧配水方式により各家庭へ給水します。

■水川簡易水道

水源地は大井川水系水川川の表流水を水源とし、水川浄水場へ導水します。ここで急速ろ過及び塩素消毒を行い、配水池から自然流下方式により各家庭へ給水します。

■田野口簡易水道

水源地は大井川水系足間沢の表流水を水源とし、田野口浄水場へ導水します。ここで緩速ろ過及び塩素消毒を行い、配水池から自然流下方式により各家庭へ給水します。

■中部簡易水道

◇ 上長尾地区

水源地は大井川水系明屋沢の表流水を水源とし、上長尾浄水場へ導水します。ここで急速ろ過及び塩素消毒を行い、配水池から自然流下方式により各家庭へ給水します。

◇ 高郷地区

水源地は大井川水系松尾川の表流水を水源とし、高郷浄水場へ導水します。ここで緩速ろ過及び塩素消毒を行い、配水池から自然流下方式により各家庭へ給水します。

◇ 梅高地区

水源地は大井川水系中津川支流の表流水を水源とし、梅高浄水場へ導水します。ここで急速ろ過及び塩素消毒を行い、配水池から自然流下方式により各家庭へ給水します。

■下泉下長尾簡易水道

◇ 下泉地区

水源地は大井川水系小河内川の表流水を水源とし、下泉浄水場へ導水します。ここで急速ろ過及び塩素消毒を行い、送水ポンプにより配水池へ送水し、自然流下方式により各家庭へ給水します。

◇ 下長尾地区

水源地は大井川水系柳沢の表流水を水源とし、下長尾浄水場へ導水します。ここで急速ろ過及び塩素消毒を行い、配水池から自然流下方式により各家庭へ給水します。

■南部簡易水道

水源地は大井川水系三津間沢、争無沢の表流水を水源とし、南部浄水場へ導水します。ここで急速ろ過及び塩素消毒を行い、送水ポンプにより配水池へ送水し、自然流下方式により各家庭へ給水します。

◇ 三津間地区

浄水場より高区配水池、低区配水池へ送水し、自然流下方式により各家庭へ給水します。

◇ 瀬平地区

三津間高区配水池より瀬平配水池へ送水し、自然流下方式により各家庭へ給水します。

◇ 久野脇地区

浄水場より久野脇配水池へ送水し、自然流下方式により各家庭へ給水します。

◇ 塩郷地区

久野脇配水池より、塩郷配水池へ送水し、自然流下方式により各家庭へ給水します。

■地名簡易水道

水源地は大井川水系中之沢、塩郷沢の表流水を水源とし、地名浄水場へ導水します。ここで緩速ろ過及び塩素消毒を行い、配水池から自然流下方式により各家庭へ給水します。

▼▲浄水・配水施設の概要▼▲

	大間地区	接岨地区
所 在 地	川根本町千頭	川根本町梅地
原 水 の 種 類	表流水（大井川水系）	表流水（大井川水系）
処 理 能 力	840 m ³ ／日	240 m ³ ／日
	大間簡易水道	接岨簡易水道
配 水 池	147 m ³	62.5 m ³
浄水処理方式	急速ろ過 及び塩素滅菌	急速ろ過 及び塩素滅菌

	本川根北部簡易水道	本川根南部簡易水道
	八木大沢奥泉	沢間、桑野山、千頭、寺馬、 小長井、上岸、田代、柳三、 崎平、青部
所 在 地	川根本町東藤川	川根本町千頭
原 水 の 種 類	表流水（大井川水系）	表流水（大井川水系） 桑野山浅井戸
処 理 能 力	643 m ³ ／日（八木大沢） 120 m ³ ／日（奥 泉）	768 m ³ ／日（新小長井） 280 m ³ ／日（寺 野） 480 m ³ ／日（小長井） 120 m ³ ／日（上 岸）
配 水 池	201 m ³ (2配水池)	661 m ³ (9配水池)
浄水処理方式	急速ろ過 及び塩素滅菌	急速ろ過 及び塩素滅菌

	徳山藤川簡易水道	徳山藤川簡易水道	徳山藤川簡易水道
	藤川地区	徳山・沢脇系	徳山・野志本系
所 在 地	川根本町元藤川	川根本町徳山	川根本町徳山
原 水 の 種 類	表流水（大井川水系）	表流水（大井川水系）	表流水（大井川水系）
処 理 能 力	338 m ³ ／日	500 m ³ ／日	50 m ³ ／日
配 水 池	313.5 m ³	305 m ³	50 m ³
浄水処理方式	急速ろ過 及び塩素滅菌	急速ろ過 及び塩素滅菌	緩速ろ過 及び塩素滅菌

	水川簡易水道	田野口簡易水道	中部簡易水道
	-	-	上長尾地区
所在 地	川根本町水川	川根本町田野口	川根本町上長尾
原 水 の 種 類	表流水（大井川水系）	表流水（大井川水系）	表流水（大井川水系）
処 理 能 力	136 m ³ /日	96.25 m ³ /日	316 m ³ /日
配 水 池	134 m ³	149.4 m ³	180 m ³
淨水処理方式	急速ろ過 及び塩素滅菌	緩速ろ過 及び塩素滅菌	急速ろ過 及び塩素滅菌

	中部簡易水道	中部簡易水道	下泉下長尾簡易水道
	高郷地区	梅高地区	下泉地区
所在 地	川根本町上長尾	川根本町下長尾	川根本町下泉
原 水 の 種 類	表流水（大井川水系）	表流水（大井川水系）	表流水（大井川水系）
処 理 能 力	160 m ³ /日	153 m ³ /日	162 m ³ /日
配 水 池	294 m ³	191 m ³	190 m ³
淨水処理方式	緩速ろ過 及び塩素滅菌	急速ろ過 及び塩素滅菌	急速ろ過 及び塩素滅菌

	下泉下長尾簡易水道	南部簡易水道	地名簡易水道
	下長尾地区	-	-
所在 地	川根本町下長尾	川根本町久野脇他	川根本町地名
原 水 の 種 類	表流水（大井川水系）	表流水（大井川水系）	表流水（大井川水系）
処 理 能 力	171 m ³ /日	307 m ³ /日	288 m ³ /日
淨 水 池	164 m ³	396 m ³ (5配水池)	179 m ³
淨水処理方式	急速ろ過 及び塩素滅菌	急速ろ過 及び塩素滅菌	緩速ろ過 及び塩素滅菌

3. 水道の原水及び浄水の水質状況と管理上の留意点

■大間簡易水道

【原水】

表流水で、水質はいたって良好。水源周辺に汚染源はなく、汚染要因は特にありません。

【浄水】

過去の検査結果から、水質基準を十分満足しており、安全で良質な水です。

原水水質が良好なことから、浄水方法は急速ろ過及び塩素消毒を行っています。

【水質管理上留意すべき事項】

濁度・色度・残留塩素・蒸発残留物 等

■接岨簡易水道

【原水】

表流水で、水質はいたって良好。水源周辺に汚染源はなく、汚染要因は特にありません。

【浄水】

過去の検査結果から、水質基準を十分満足しており、安全で良質な水です。

原水水質が良好なことから、浄水方法は急速ろ過及び塩素消毒を行っています。

【水質管理上留意すべき事項】

濁度・色度・残留塩素・蒸発残留物 等

■本川根北部簡易水道

【原水】

表流水で、水質はいたって良好。水源周辺に汚染源はなく、汚染要因は特にありません。

【浄水】

過去の検査結果から、水質基準を十分満足しており、安全で良質な水です。原水水質が良好なことから、浄水方法は急速ろ過及び塩素消毒を行っています。

【水質管理上留意すべき事項】

濁度・色度・残留塩素・蒸発残留物 等

■本川根南部簡易水道

【原水】

表流水で、水質はいたって良好。水源周辺に汚染源はなく、汚染要因は特にありません。

【浄水】

過去の検査結果から、水質基準を十分満足しており、安全で良質な水です。原

水水質が良好なことから、浄水方法は急速ろ過及び塩素消毒を行っています。

【水質管理上留意すべき事項】

濁度・色度・残留塩素・蒸発残留物 等

■徳山藤川簡易水道

【原水】

表流水で、水質はいたって良好。水源周辺に汚染源はなく、汚染要因は特にありません。

【浄水】

過去の検査結果から、水質基準を十分満足しており、安全で良質な水です。

原水水質が良好なことから、浄水方法は急速ろ過、緩速ろ過及び塩素消毒を行っています。

【水質管理上留意すべき事項】

濁度・色度・残留塩素・蒸発残留物 等

■水川簡易水道

【原水】

表流水で、水質はいたって良好。水源周辺に汚染源はなく、汚染要因は特にありません。

【浄水】

過去の検査結果から、水質基準を十分満足しており、安全で良質な水です。

原水水質が良好なことから、浄水方法は急速ろ過と塩素消毒を行っています。

【水質管理上留意すべき事項】

濁度・色度・残留塩素・蒸発残留物 等

■田野口簡易水道

【原水】

表流水で、水質はいたって良好。水源周辺に汚染源はなく、汚染要因は特にありません。

【浄水】

過去の検査結果から、水質基準を十分満たしており、安全で良質な水です。

原水水質が良好なことから、浄水方法は緩速ろ過と塩素消毒を行っています。

【水質管理上留意すべき事項】

濁度・色度・残留塩素・蒸発残留物

■中部簡易水道

【原水】

表流水で、水質はいたって良好。水源周辺に汚染源はなく、汚染要因は特に

ありません。

【浄水】

過去の検査結果から、水質基準を十分満たしており、安全で良質な水です。

原水水質が良好なことから、浄水方法は急速ろ過、緩速ろ過及び塩素消毒を行っています。

【水質管理上留意すべき事項】

濁度・色度・残留塩素・蒸発残留物 等

■下泉下長尾簡易水道

【原水】

表流水で、水質はいたって良好。水源周辺に汚染源はなく、汚染要因は特にありません。

【浄水】

過去の検査結果から、水質基準を十分満足しており、安全で良質な水です。

原水水質が良好なことから、浄水方法は急速ろ過と塩素消毒を行っています。

【水質管理上留意すべき事項】

濁度・色度・残留塩素・蒸発残留物 等

■南部簡易水道

【原水】

表流水で、水質はいたって良好。水源周辺に汚染源はなく、汚染要因は特にありません。

【浄水】

過去の検査結果から、水質基準を十分満足しており、安全で良質な水です。

原水水質が良好なことから、浄水方法は急速ろ過と塩素消毒を行っています。

【水質管理上留意すべき事項】

濁度・色度・残留塩素・蒸発残留物 等

■地名簡易水道

【原水】

表流水で、水質はいたって良好。水源周辺に汚染源はなく、汚染要因は特にありません。

【浄水】

過去の検査結果から、水質基準を十分満たしており、安全で良質な水です。

原水水質が良好なことから、浄水方法は緩速ろ過と塩素消毒を行っています。

【水質管理上留意すべき事項】

濁度・色度・残留塩素・蒸発残留物

4. 検査地点

① 給水栓（蛇口）

浄水省略不可項目の検査のうち、毎月実施する検査の採水地点として各簡易水道の配水系ごと1箇所を設定しました。

【大間簡易水道】	寸又峡公民館
【接岨簡易水道】	長島トイレ
【本川根北部簡易水道】奥泉地区	憩いの家いずみ
【本川根北部簡易水道】八木・大沢地区	細尾墓地
【本川根南部簡易水道】寺野地区	川根本町役場総合支所
【本川根南部簡易水道】小長井地区	小長井公民館又は桜保育園
【本川根南部簡易水道】田代地区	田代区公民館
【本川根南部簡易水道】青部・崎平地区	崎平集会所又は消防団詰所
【徳山藤川簡易水道】藤川地区	元藤川子育て支援施設
【徳山藤川簡易水道】沢脇系	徳山コミュニティ防災センター
【徳山藤川簡易水道】野志本系	徳山聖母保育園
【水川簡易水道】	水川集会所
【田野口簡易水道】	大井川鐵道田野口駅
【中部簡易水道】上長尾地区	三ツ星保育園
【中部簡易水道】高郷地区	高齢者デイサービスセンター
【中部簡易水道】梅高地区	梅高集会所
【下泉下長尾簡易水道】下泉地区	下泉コミュニティセンター
【下泉下長尾簡易水道】下長尾地区	下長尾集会所
【南部簡易水道】三津間・瀬平地区	瀬平集会所
【南部簡易水道】久野脇・塩郷地区	久野脇コミュニティ防災センター
【地名簡易水道】	農林業センター

また、3ヶ月毎に1回実施する検査の採水地点、水道法に基づく1日1回の検査は、各簡易水道の上記採水地点にある同一給水栓より採水して行います。

※久野脇コミュニティ防災センターについては、省略不可項目のみ。

② 水源（水源地内取水ポンプ）

安全で良質な水道水の供給には水源の水質が影響を与えるため、原水の検査地点は、各水源地及び着水井または導水管からの蛇口とし、そこから採水して検査試料とします。

また、クリプトスボリジウム、ジアルジアの検査を実施します。

5. 検査項目と検査頻度

① 検査項目（「別紙 平成 24 年度 川根本町水質検査計画表」参照）

法令に基づく別紙検査表の水質基準項目について水質検査を行います。

② 検査頻度（「別紙 平成 24 年度 川根本町水質検査計画表」参照）

- 1, 法令に基づく色、濁り、残留塩素の検査は 1 日 1 回行います。
- 2, 法令に基づく検査表の項目 No.1、2、37、45～50 の検査は毎月 1 回行います。
- 3, 法令に基づく検査項目のうち、その濃度が基準値の 1/10 以下の場合は 3 年に 1 回、1/5 以下の場合は年 1 回まで検査頻度を減ずることができる項目については、水源流域に汚染源がないこと、実際に水が良質なものであることを確認し、合理的に検査できるよう頻度の減を行います。

6. 検査方法

毎月検査、3 ヶ月に 1 回実施する検査及び 1 年に 1 回実施する検査については、厚生労働省登録検査機関に委託して実施します。

7. 水質検査計画及び検査結果の公表の方法

平成 24 年度の水質検査計画は、川根本町ホームページ、川根本町建設課及び住民課にて閲覧できるようにして公表します。また、その計画に基づき行われた水質検査の結果は町水道運営委員会に報告するとともに随時請求に応じて公表します。

8. 臨時の水質検査

水源等で次のような水質変化があり、その変化に応じた浄水処理を行うことができず、給水栓から出た水で水質基準値を超えるおそれがある場合、必要に応じて臨時の水質検査を実施します。

- ① 原因不明の色や濁り、臭気の発生など、水源の水質が著しく悪化したとき。
- ② 水源に異常が認められたとき。
- ③ 浄水過程において水質に著しい変化を与えるような異常が認められたとき。
- ④ 水道利用者で消化器系感染症が流行したとき。
- ⑤ 配水管の大規模な工事をしたとき。
- ⑥ その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。

なお、臨時に実施する水質検査の項目については、一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物 (TOC)、pH 値、味、臭気、色度、濁度の 9 項目とします。この検査は、水質異常の収束または改善が認められ、安全な水道水が再び供給できるようになるまで行います。

9. 関係機関との連携

① 検査の実施等について

水質検査計画に基づく検査の実施等については、委託検査機関である厚生労働省登録機関及び静岡県中部健康福祉センターと連携を図って実施します。

② 検査の結果及び計画の見直し等について

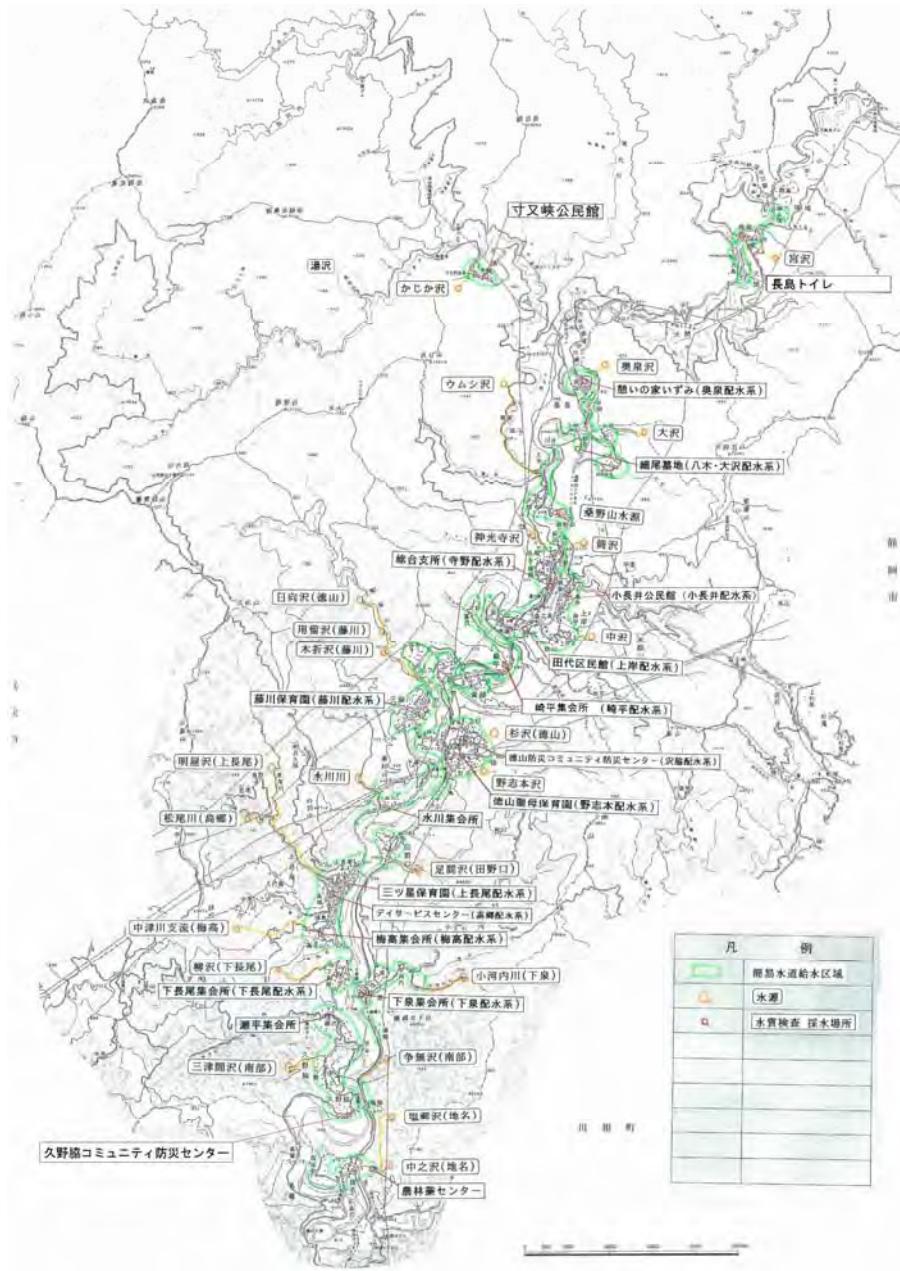
水質検査委託機関より検査結果の報告があった際は、直ちにその結果を評価し、不適な項目があった場合は改善に努める等適切に対処します。その際必要に応じて、保健所や委託検査機関等から指導や助言を受けながら行います。

また、年間の検査結果が判明した時点でそれらを総合的に判断し、必要に応じて計画の見直し等を行います。

③ 水質異常発生時について

水源や水源周辺において、水質汚染事故の発生を認めた場合には、静岡県中部健康福祉センター等に情報提供するとともに、必要な浄水処理を行います。

配水系統と検査地点



※○は毎月1回実施する浄水省略不可項目検査の採水地点。

その他3ヶ月毎に1回実施する浄水省略不可項目の検査についても、同一地点にて採水する。また、年1回実施する原水の検査については、水源地又は浄水場（着水井または導水管からの出口）において採水を行うものとする。

別紙1 平成25年度川根本町水質検査計画表

番号	定期検査項目	検査頻度	基準値 (mg/l)	町内全施設 過去3年間 の最大値	検査回数の減	基準値との比較		検査の省略
						1/5以下	1/10以下	
1回/年	1回/3年							
基1	一般細菌	1回/月	100個/ml	13 /mL				1回/月
基2	大腸菌	1回/月	不検出					1回/月
基3	カドミウム及びその化合物	1回/3月	0.003	0.0003 mg/L	過去3年間基準値の 1/5以下は1年に1回 1/10以下は3年に1回	○	○	1回/3年
基4	水銀及びその化合物	1回/3月	0.0005	0.00005 mg/L		○	○	1回/3年
基5	セレン及びその化合物	1回/3月	0.01	0.001 mg/L		○	○	1回/3年
基6	鉛及びその化合物	1回/3月	0.01	0.001 mg/L		○	○	1回/3年
基7	ヒ素及びその化合物	1回/3月	0.01	0.001 mg/L		○	○	1回/3年
基8	六価クロム化合物	1回/3月	0.05	0.005 mg/L		○	○	1回/3年
基9	シアノ化合物イオン及び塩化シアノ	1回/3月	0.01	0.001 mg/L				1回/3ヶ月
基10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1回/3月	10	0.4 mg/L		○	○	1回/3年
基11	フッ素及びその化合物	1回/3月	0.8	0.08 mg/L		○	○	1回/3年
基12	ホウ素及びその化合物	1回/3月	1	0.1 mg/L		○	○	1回/3年
基13	四塩化炭素	1回/3月	0.002	0.0002 mg/L		○	○	1回/3年
基14	1,4-ジオキサン	1回/3月	0.05	0.005 mg/L		○	○	1回/3年
基15	シス-1,2-ジクロロエチレン 及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	1回/3月	0.04	0.004 mg/L		○	○	1回/3年
基16	ジクロロメタン	1回/3月	0.02	0.002 mg/L		○	○	1回/3年
基17	テトラクロロエチレン	1回/3月	0.01	0.001 mg/L		○	○	1回/3年
基18	トリクロロエチレン	1回/3月	0.01	0.001 mg/L		○	○	1回/3年
基19	ベンゼン	1回/3月	0.01	0.001 mg/L		○	○	1回/3年
基20	塩素酸	1回/3月	0.4	0.17 mg/L				1回/3ヶ月
基21	クロロ酢酸	1回/3月	0.02	0.003 mg/L				1回/3ヶ月
基22	クロロホルム	1回/3月	0.06	0.022 mg/L				1回/3ヶ月
基23	ジクロロ酢酸	1回/3月	0.04	0.007 mg/L				1回/3ヶ月
基24	ジブロモクロロメタン	1回/3月	0.1	0.01 mg/L				1回/3ヶ月
基25	臭素酸	1回/3月	0.01	0.001 mg/L				1回/3ヶ月
基26	総トリハロメタン	1回/3月	0.1	0.02 mg/L				1回/3ヶ月
基27	トリクロロ酢酸	1回/3月	0.2	0.02 mg/L				1回/3ヶ月
基28	プロモジクロロメタン	1回/3月	0.03	0.003 mg/L				1回/3ヶ月
基29	プロモホルム	1回/3月	0.09	0.009 mg/L				1回/3ヶ月
基30	ホルムアルデヒド	1回/3月	0.08	0.008 mg/L				1回/3ヶ月
基31	亜鉛及びその化合物	1回/3月	1	0.015 mg/L	過去3年間基準値の 1/5以下は1年に1回 1/10以下は3年に1回	○	○	1回/3年
基32	アルミニウム及びその化合物	1回/3月	0.2	0.1 mg/L		×	×	1回/3ヶ月
基33	鉄及びその化合物	1回/3月	0.3	0.18 mg/L		×	×	1回/3ヶ月
基34	銅及びその化合物	1回/3月	1	0.02 mg/L		○	○	1回/3年
基35	ナトリウム及びその化合物	1回/3月	200	6.4 mg/L		○	○	1回/3年
基36	マンガン及びその化合物	1回/3月	0.05	0.005 mg/L		○	○	1回/3年
基37	塩化物イオン	1回/月	200	3.5 mg/L				1回/月
基38	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	1回/3月	300	84 mg/L		×	×	1回/3ヶ月
基39	蒸発残留物	1回/3月	500	150 mg/L		×	×	1回/3ヶ月
基40	陰イオン界面活性剤	1回/3月	0.2	0.02 mg/L		○	○	1回/3年
基41	ジエオスミン	原因藻類発生時期 に月に1回以上	0.00001	0.000001 mg/L	過去3年間基準値の 1/5以下は1年に1回 1/10以下は3年に1回	○	○	原因藻類発生時期 に月に1回以上
基42	2-メチルイソボルネオール	原因藻類発生時期 に月に1回以上	0.00001	0.000001 mg/L		○	○	原因藻類発生時期 に月に1回以上
基43	非イオン界面活性剤	1回/3月	0.02	0.005 mg/L		×	×	1回/3ヶ月
基44	フェノール類	1回/3月	0.005	0.0005 mg/L		○	○	1回/3年
基45	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	1回/月	3	0.7 mg/L				1回/月
基46	pH値	1回/月	5.8~8.6					1回/月
基47	味	1回/月	異常でない					1回/月
基48	臭気	1回/月	異常でない					1回/月
基49	色度	1回/月	5	2 度				1回/月
基50	濁度	1回/月	2	0.4 度				1回/月

表の網掛け項目は省略不可項目であり、施行規則で定めた検査頻度を最低限行う回数とし、状況に応じてこの回数を増加させることにより水質管理の強化を図ることとする。

検査計画	
検査頻度	設定の理由
1回/月	省略不可
1回/月	過去3年間の結果が基準値の10分の1以下のため省略
1回/3ヶ月	省略不可
1回/3ヶ月	安全性確認のため省略しない。
1回/3ヶ月	過去3年間の結果が基準値の10分の1以下のため省略
1回/3ヶ月	省略不可
1回/3ヶ月	これらの項目は浄水処理工程で使用される消毒剤(次亜塩素酸ナトリウム)により生成されるため原水では検査を行わない。
1回/3ヶ月	過去3年間の結果が基準値の10分の1以下のため省略
1回/3ヶ月	省略しない
1回/3ヶ月	過去3年間の結果が基準値の10分の1以下のため省略
1回/月	省略不可
1回/3ヶ月	省略しない
1回/3ヶ月	過去3年間の結果が基準値の10分の1以下のため省略
1回/3ヶ月	過去3年間の結果が基準値の10分の1以下のため省略
1回/3ヶ月	この物質を生成する藻類の発生時期に実施する
1回/3ヶ月	省略しない(現在の試験方法では、0.005mg/Lまでしか検査できない)
1回/3ヶ月	過去3年間の結果が基準値の10分の1以下のため省略
1回/月	省略不可
1回/月	「味」の検査は原水では行わない。

